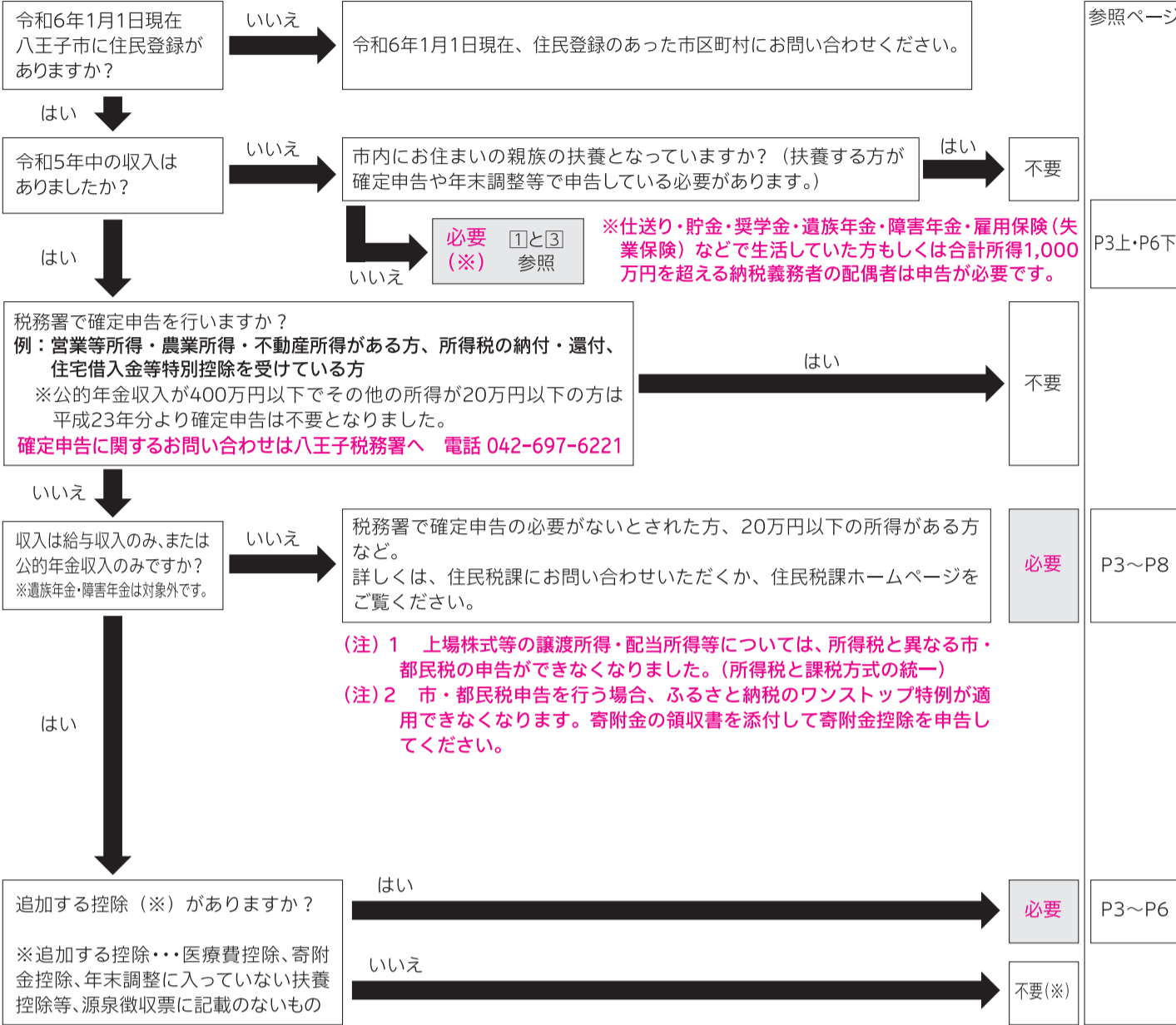


# 八王子市 令和6年度(令和5年分) 市民税・都民税 申告の手引き

提出された申告書は、あなたの市民税・都民税を算出する資料となるほか、課税(非課税) 証明書の交付、国民健康保険税の算出や国民年金保険料の審査などの資料となります。下の図を参考にして、**申告期限(3月15日)**までにご申告ください。

また、市民税・都民税の税額計算・申告書作成には、住民税試算システムをご活用ください。ただし、電子申告はできませんので、印刷して郵送での申告をお願いします。(FAX不可)  
**住民税試算システム**：[https://jscloud.sunnet.co.jp/hachioji\\_R6/](https://jscloud.sunnet.co.jp/hachioji_R6/)  
 または市トップページから「税額試算」で検索してください。

市民税・都民税の申告が必要な方の目安(一般的な例です。該当しない場合もあります。)



○市民税・都民税申告書の書き方は、下面およびうら面にあります。  
 ○この申告の手引きは、令和5年12月末日現在の地方税法に基づいて作成しています。

送付先 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号  
 問合せ 八王子市財政部住民税課  
 電話 042-620-7219(直通)  
 ホームページ <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

## 申告の方法

申告会場は大変混雑します。待ち時間のない郵送での申告が便利です。

- 郵送で申告をされる際は、申告書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ郵送してください。(同封している封筒に切手を貼ってご利用ください。書留等での送付も可)
- 郵送される方で申告受付書や申告書の写しの返送が必要な方は、その旨を申告書の「①収入のなかった方または国外居住の方」の「ホ、その他」欄に記入し、返送先の住所・氏名を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。なお、返送するのは申告受付書・市申告書の写しのみとなります。**提出資料については返却できませんので**、申告の際はコピーを送付してください。

市民税・都民税申告書の提出に必要なもの  
 ご提出の前に必ずご確認ください。

いずれもコピーの提出をお願いします。郵送で申告される場合は、申告書に同封してください。

- 本人が申告する場合…下記の本人確認書類(個人番号確認書類及び本人確認書類各1点)
- 代理で申告する場合…委任状等による代理権の確認書類、代理人の本人確認書類

### 本人確認書類等

個人番号確認	個人番号カード(うら面)、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等
本人確認	個人番号カード(おもて面)、運転免許証等、障害者手帳、旅券、写真付き本人確認書類…1点提示 公的医療保険の被保険者証、源泉徴収票、住民票(写)等…1点提示(代理人は2点提示)

- 給与・年金収入のある方 — 令和5年分源泉徴収票等  
 (注)年金の改定通知書や振込通知書は使えません。

### 【各種控除に該当する場合】

- 医療費控除 — 自身で作成した令和5年中に支払った医療費の明細書・医療費通知書  
 (注)領収書の添付は不要です。
- 障害者控除 — 障害者手帳等、障害者控除対象者認定書等の各種証明書
- 生命保険料控除 — 生命保険料控除証明書(生命保険会社等が発行したもの)
- 地震・旧長期損害保険料控除 — 地震・旧長期損害保険料控除証明書
- 勤労学生控除 — 学生証・在学証明書
- 社会保険料控除 — 国民年金保険料控除証明書等

源泉徴収票に控除額の記載がある場合は、証明書を添付する必要はありません。

各種控除の証明書類が添付されていない場合は、その所得控除が適用できません。

今回の申告に間に合わない場合、再発行等により書類がそろいましたら、追加の申告をしてください。

扶養親族がいる方は、その扶養親族の氏名等を必ず記入してください。  
 (別居の場合は、必ず住所も記入してください)

### 税務署に確定申告をする方

確定申告書作成会場(八王子税務署:明神町4-21-3 TEL 042-697-6221)

開設期間:2月16日(木)~3月15日(金)  
 (2月25日(日曜日)以外の土・日・祝日を除く)

確定申告書作成会場への入場には、入場整理券が必要です。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。

確定申告書作成会場以外

税理士による無料申告相談を実施しますので、詳細は、「令和6年度 八王子市『市民税・都民税申告受付』日程表」でご確認ください。

## 申告書の書き方(おもて)

1 から順番に該当する項目に記入してください。(ただし所得がなかった方は1を記入し、P6[3]にお進みください。)

1 申告する方の1/1現在の住所(1/1以降に転出・転居した場合は現住所も記入)・生年月日・氏名・個人番号・電話番号を記入してください。

2 所得金額の記入  
 ①営業等 ②農業 ③不動産

$$\text{収入金額合計(A)} - \text{必要経費等(B)} = \text{所得金額(A-B)}$$

収入金額合計(A)…令和5年中に収入することが確定した金額です。これには未収入金、現物収入、自家消費の商品、雑入りやリベートなども含まれます。

必要経費等(B)…令和5年中に収入を得るために直接要した費用です。これには販売した商品などの原価、雇人費、事業用固定資産などの地代・家賃、借入金の利子、修繕費、損害保険料、減価償却費などがあります。(生活費、所得税、市民税・都民税などは入りません。)

④利子  $\text{収入金額合計} = \text{利子所得金額}$

⑤配当  $\text{収入金額合計} - \text{株式などの元本の取得に要した負債の利子} = \text{配当所得の金額}$

⑥給与 右の給与所得の源泉徴収票のaの数値を、申告書a[給与・賞金欄]に、記入してください。

### ⑦雑(年金)

公的年金の源泉徴収票を確認の上、右の見本のb支払金額を申告書のb[年金収入合計]のところに記入してください。  
 ※この公的年金の源泉徴収票は見本です。改定される場合があります。

※年金の源泉徴収票が2枚以上ある方は、下記の通りそれぞれ括弧内に記入してください。

① 雑	年金収入の内訳	950,050円 (500,123円) (180,000円)
恩給	6,301,724円	年金所得
業務雑所得		
その他雑所得		
雑計	年金所得 + 業務雑所得 + その他雑所得	
年金収入合計	1,630,173円	日本年金機構 950,050円 ○○企業年金 500,123円 △△企業年金 180,000円

- (注)1 改定通知書や振込通知書は申告の資料として使うことはできません。
- (注)2 配偶者の年金収入を合算する申告誤りがよく見られます。必ず申告者ご自身の年金収入のみ申告してください。

控除及び申告書うら面の記載については、手引きのうら面をご覧ください。

見本

収入金額合計(A)	必要経費等(B)	所得金額(A-B)
2,359,988	1,597,200	1,520,000

見本

収入金額合計	必要経費等	所得金額
2,197,724		

### ⑦雑(業務)

継続的に行っている副業の収入がある場合は、下記の式で所得を計算し、収入金額、経費、所得を業務雑所得欄に記入してください。

$$\text{収入金額合計} - \text{必要経費等} = \text{所得金額}$$

### ⑦その他の雑所得

公的年金および業務雑所得以外の雑所得(個人年金を含む)がある方は、上の式で所得を計算し、その他の雑所得欄に記入してください。

### <参考> 令和6年度給与および年金所得速算表

給与収入金額	公的年金等所得金額			
	公的年金等収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	1,000万円以下	2,000万円超
~550,999円	収入金額 - 550,000円			
1,619,000円~1,619,999円	収入金額 - 1,069,000円			
1,620,000円~1,621,999円	収入金額 - 1,070,000円			
1,622,000円~1,623,999円	収入金額 - 1,072,000円			
1,624,000円~1,627,999円	収入金額 - 1,074,000円			
1,628,000円~1,799,999円	収入金額 × 0.6 + 100,000円			
1,800,000円~3,599,999円	収入金額 × 0.7 - 80,000円			
3,600,000円~6,599,999円	収入金額 × 0.8 - 440,000円			
6,600,000円~8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円			
8,500,000円~	収入金額 - 1,950,000円			

\*の部分、収入金額が4000の整数倍になるよう端数を切り捨てます。

#### 4 所得控除(所得から差し引かれる金額)

- 証明書・領収書が必要な控除で、それらが添付・提示されていない場合は、控除が適用できませんのでご注意ください。ただし⑩から⑭の控除は、源泉徴収票に控除額の記載がある場合は、証明書を添付する必要はありません。
- 所得税と市民税・都民税では、一部を除き控除額が異なります。

- ⑨ 医療費控除を受けようとする方は、「医療費控除の明細書」を申告書に同封して、ご提出ください。
- ⑩ ⑭ 社会保険料もしくは小規模企業共済等掛金を支払った方は、令和5年中の支払額を該当する欄に記入してください。ただし、国民年金及び国民年金基金の掛金に係る保険料もしくは小規模企業共済等掛金を支払った場合は、控除証明書または領収書を申告書に同封してください。なお、配偶者名義で年金から特別徴収されている社会保険料は申告することができませんのでご注意ください。
- ⑪ ⑫ ⑬ 生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料(旧長期損害保険料)を支払った方は、保険会社などから発行される証明書を申告書に同封してください。\*給与所得者で年末調整が済んでいる方は、源泉徴収票の添付があれば、生命保険料などの支払額証明書は不要です。申告書には、控除証明書の「申告額」に記載されている金額を記入してください。また、複数の保険会社の契約がある場合は、合算せずにそれぞれの金額を記入してください。

#### 5 人的控除

- 源泉徴収票に記載がある場合でも、扶養親族がいる場合には必ず申告書に記入してください。

- ⑮ 配偶者を扶養している方は、⑮配偶者(特別)控除の欄に氏名・続柄・生年月日・マイナンバー(個人番号)・配偶者の収入及び所得を記入してください。(配偶者の所得が48万円以下の場合は、配偶者の所得の記載は不要です。)
  - ⑯ 扶養親族(配偶者を除く)がいる方は、⑯扶養親族の欄に氏名・続柄・生年月日・マイナンバー(個人番号)を記入してください。
  - ⑰ ⑱⑲以外で所得金額調整控除を申告される方は、⑳所得金額調整控除欄に氏名・続柄・生年月日・マイナンバー(個人番号)を記入してください。所得金額調整控除については、国税庁のホームページをご覧ください。
- (注)1 いずれの場合も同居・別居の欄のいずれかに○をしてください。別居の親族を扶養している場合は、別居の方の住所(令和6年1月1日現在の住民登録地)を記入してください。障害がある方を扶養している場合は、障害の等級を記入し、障害者手帳などのコピー(氏名と障害の等級がわかる部分)を同封してください。
- (注)2 海外に居住されている親族の方を扶養親族として申告する場合には、「親族関係書類」と「送金関係書類」の添付が必要になります。日本語以外の言語で記載されている場合は、必ず日本語訳をつけてください。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

申告する方が、前年12月31日時点で寡婦・ひとり親または障害者など本人欄に該当する項目がある場合は、その項目を○で囲んでください。

- ⑳ 障害者である場合は、障害の等級を記入し、障害者手帳などのコピー(氏名と障害の等級がわかる部分)を同封してください。
  - ㉑ ㉒ 寡婦・ひとり親の場合には、離婚(死亡)年月も記入してください。未婚のひとり親の方の場合は不要です。
- (注)寡婦・ひとり親は、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外となります。
- ㉓ 自己の勤労に基づく収入があり、学生の場合には、学校名・学年を記入し、学生証または在学証明書のコピーを同封してください。

申告書うら面の記載については、下の7・8ページをご覧ください。

#### 納付方法の選択

給与、公的年金以外の所得に係る市民税・都民税について、給与から差し引いての支払いを希望する場合は「1」(特別徴収)、給与から差し引くのではなく個人での支払いを希望する場合は「2」(普通徴収)の横に丸印を記入してください。(65歳未満の方で、年金所得に係る税額を、給与から差し引くのではなく個人での支払いを希望する方は「2」(普通徴収)のほうに丸印を記入してください。)

- 3 ●所得のなかった方の記載 ● 所得がなかった方も申告が必要です。非課税証明書の交付(公営住宅の収入報告・シルバーパス申請などに必要)、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料の算定、老齢福祉年金等の支給、各種医療証の交付などの基礎資料になります。

(注)イ〜への該当箇所○をつけ、必要事項を記入してください。  
イ〜ニ欄…親族・知人に扶養(援助)されていた方、遺族年金・障害年金・公的扶助(生活保護等)などを受給されていた方、預貯金で生活されていた方は該当箇所○をつけてください。  
ホ欄………その他(上記以外の理由の方は、どのように生活していたかを記入してください。)  
ヘ欄………申告者の出国先の国名・期間を記入してください。

#### 申告書の書き方(うら)

#### 6 営業等、農業、不動産所得の収支内訳記入

収入と経費等の内訳を記入してください。

#### 7 寄附金税額控除

令和4年中に次の団体等に総額2,000円以上の寄附があった場合に控除できます。なお、この控除の申告には、必ず寄附金の領収書等を添付してください。

- ◇都道府県・市町村・特別区(ふるさと納税)
- ◇東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部(政令で定めるもの)
- ◇東京都条例、八王子市条例で指定された団体
- ◇東日本大震災等にかかる義援金や法令等で定めるもの

#### 8 事業専従者

事業主である申告者(青色申告者を除く)と生計を一にする配偶者や前年12月31日時点で15歳以上の親族で、その従事した期間が1年を通じ6ヶ月を超える方に給料を支払った場合、それを必要経費とすることができます(ただし、控除対象配偶者等及び扶養親族は除きます)。事業専従者控除の限度額は、配偶者の場合は86万円、その他の場合は50万円です。

#### 11 上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出の経過措置に伴う繰越控除明細

令和6年度の市民税・都民税(令和5年分の所得税の確定申告)より、所得税と市民税・都民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。ただし、以前に申告した上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出に関連して所得税と市民税・都民税で異なる損失(※令和3年度(令和2年分)から令和5年度(令和4年分)まで)について明細書を提出することで適用を受けることができます。具体的な事例は下記のとおりです。

#### ●分離課税方式(例:上場株式の譲渡損失)のみの場合

所得	住民税	申告不要申告済(原則R4.5.5.6月申告)
令和4年度分(令和3年分) 譲渡損失後の所得 +5万円	A口座 +0万円 B口座 -5万円	0万円
令和5年度分(令和4年分) 譲渡損失後の所得 +2.0万円	A口座 +5.0万円 B口座 -3.0万円	0万円
令和6年度分(令和5年分) 譲渡損失後の所得 +3.0万円	A口座 +1.0万円 B口座 +2.0万円	0万円

50,000  
300,000

申告不要に伴う所得税と異なる損失を申告する  
経過措置で繰越控除を適用できる  
使い切れなかった損失を記載してください(次年度以降適用することができます)

#### ●総合課税方式(例:純損失)を含む場合は八王子市ホームページから「上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出の経過措置に伴う繰越控除明細(別紙)」をダウンロードしてご使用ください。

所得	住民税	申告不要申告済(原則R5.5.5.6月申告)
令和5年度分(令和4年分) 譲渡損失後の所得 +2.0万円	総合所得 +3.0万円 営業所得 -1.0万円	0万円
令和6年度分(令和5年分) 譲渡損失後の所得 +5.0万円	総合所得 +3.0万円 営業所得 +2.0万円	0万円

100,000

申告不要に伴う所得税と異なる損失を申告する  
経過措置で繰越控除を適用できる  
使い切れなかったので記入してください

項目	金額(円)	項目	金額(円)	項目	金額(円)
売上(収入)金額	1,200,000	必 借費・交通費	280,000	必 借費	120,000
収入計	1,200,000	必要経費計	400,000	所得金額	800,000

6 ●営業等、農業、不動産所得がある場合の収支内訳欄

期間	事業所(雇用主)名	電話番号	金額	月別	収入月額(円)	支出月額(円)	7	8	10
1月~				1	4	7	10		
2月~				2	5	8	11		
3月~				3	6	9	12		

7 ●給与収入内訳 ※提出後に訂正がある場合は、正しい金額がわかる資料が必要となります。

項目	金額(円)	項目	金額(円)	項目	金額(円)
総合課税 短期		総合課税 長期		総合課税 一時	

8 ●事業専従者

氏名	続柄	氏名	続柄
個人番号		個人番号	
住所		住所	
生年月日		生年月日	
専従者控除(給与)額		専従者控除(給与)額	

9 ●雑損控除

損害原因	損害年月日	資産の種類	損害金額
補填金額		災害補償	
差し引く金額			

10 ●八王子市内に事業所等や家屋敷を有する個人で八王子市内に住所を有しない方は、均等割の課税の対象となる場合があります。均等割額=3,000円(市民税)+1,000円(都民税)=4,000円

11 ●事務所又は事業所を有する方 事務所所在地:八王子市 名称:  
家屋敷を有する方 家屋敷所在地:八王子市 勤務先名称:

#### 上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出の経過措置に伴う繰越控除明細

※記入の際は必ず手引きを参照してください。

上場株式等の配当所得等や譲渡所得に関して令和6年度以後は所得税と異なる課税方式の申告はできません。ただし下表の各年度で納税通知書が送達する前に上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出をした場合のみ、市に届け出た所得税と異なる上場株式等の損失を繰越控除として適用できます。

譲渡損失の生じた年度分	(所得税と異なる)前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
令和3年度分(令和2年分)			
令和4年度分(令和3年分)			
令和5年度分(令和4年分)			

11